

第 10 版

2021.10.21

被災された皆さまへ

被災者支援制度パンフレット

被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、令和元年東日本台風災害からの生活再建に向けて、支援制度をまとめたものです。

ご相談は、役場 1 階北側の復興対策室、又は各担当課の窓口で受け付けます。

令和 3 年 10 月

最新の情報は町のホームページへも掲載しております。

そちらも併せてご確認ください。

丸 森 町

令和元年東日本台風災害による各種被災者支援制度

目 次

	種別	No.	支援メニュー	担当課	P
1	生活支援	(1)	り災証明の再発行	町民税務課	2
		(2)	被災者生活再建支援制度 ※基礎支援金受付は令和4年2月まで 加算支援金受付は令和4年11月まで	復興対策室	3
2	支援金、見舞金など	(1)	災害弔慰金（国）の支給	保健福祉課	6
		(2)	災害障害見舞金（国）の支給	保健福祉課	7
		(3)	義援金の配分	会計室	8
3	国民年金	(1)	国民年金保険料の免除	町民税務課	9
4	税金等の減免	(1)	NHK放送受信料の免除		10
		(2)	被災住宅用地の固定資産税の軽減	町民税務課	11
5	住居支援	(1)	浄化槽設置の支援	建設課	12
		(2)	太陽光発電システム等導入の支援	町民税務課	13
		(3)	飲用井戸給水施設整備の支援	町民税務課	14
		(4)	応急仮設住宅（プレハブ）入居	復興対策室	15
		(5)	民間賃貸借上げ住宅（みなし仮設）	復興対策室	16
		(6)	丸森町住宅再建促進事業	建設課	17
		(7)	県産材利用サステナブル住宅普及促進事業		19
		(8)	住宅ローンの減免等		20
		(9)	災害復興住宅融資		21
		(10)	印紙税の非課税措置		22
		(11)	登録免許税の免除措置		23
		(12)	上滝地区宅地分譲地購入助成事業	子育て定住推進課	24
6	その他	(1)	デマンド型乗合タクシー「あし丸くん」	企画財政課	26
		(2)	被災者の建築相談		27
		(3)	弁護士への相談		28
		(4)	災害ボランティアへの依頼		29
		(5)	移住定住サポートセンター“じゅーぴたっ”	子育て定住推進課	30

※ 災害ゴミの受入、宅地内土砂等の撤去、被災住宅の応急修理、被災家屋の解体・撤去費用の支援は、令和2年度に受付終了しています。

1 - (1) り災証明書の再発行

1 支援の種類	り災証明
2 支援の内容	各種支援制度等の申請をするために必要になる重要な書類です。 被害にあわれた住家等の状況により、被害の程度を証明します。 り災証明書の添付資料（必要により現地調査）により、被害の状況を判定して証明書を発行します。（無料）
3 必要書類等	身分証明書（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等）
4 受付・発行	①申請の受付 平日 8:30~17:15 ※郵送でも受付できます。 ②証明書の発行 り災証明の再発行は、即日交付が可能です。
5 注意事項	新たにり災証明書の申請が必要な場合は、下記の間合せ先までご連絡ください。 ※ご連絡の際は、発災当時の被害の程度が分かる写真をご準備ください。
6 お問合せ	町民税務課 課税班（役場1階） ☎0224-72-2116

1 - (2) 被災者生活再建支援制度

1 支援の種類	給付				
2 支援の内容	<p>災害により住宅に大規模半壊以上の被害があった世帯に対して、支援金が支給されます。</p> <p>住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」があります。</p> <p>支給条件と金額は次のとおりです。</p>				
	区分	基礎支援金[1] (住宅の被害程度に応じて支給)	加算支援金[2] (住宅の再建方法に応じて支給)	計 [1]+[2]	
	全壊世帯	100万円	ア 建設・購入	200万円	300万円
			イ 補修	100万円	200万円
			ウ 賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	ア 建設・購入	200万円	250万円
			イ 補修	100万円	150万円
			ウ 賃借	50万円	100万円
	<p>※単身世帯の支給額は、各々の支援金の 3/4 の額になります。</p> <p>※加算支援金のア～ウに2つ以上該当する場合は、いずれか高い金額が適用されます。</p> <p>※「イ 補修」は基礎、壁、柱等の構造耐力上主要な部分の補修を伴うものが対象です。</p> <p>※「ウ 賃借」については公営住宅や借上住宅は対象外です。</p> <p>※次の①、②の両方を満たした場合も「全壊」とみなされます。</p> <p>①住宅が「大規模半壊」または「半壊」のり災証明を受けるか、住宅の敷地に被害が生じた。</p> <p>②そのままにしておく危険であるため、または修理するには、あまりにも高い経費を要するため、これらの住宅を解体した。</p>				

(→次ページへ続く)

<p>3 活用できる方</p>	<p>現住する住居に「全壊」又は「大規模半壊」のり災証明書を受けた世帯</p> <p>※ 上記「全壊とみなされる場合」を含みます。</p> <p>※ 建物の所有者であっても、居住していなかった場合は対象となりません。</p> <p>※ 倉庫、店舗等は対象となりません。</p> <p>※ 令和元年10月12日現在で居住していた住家と住民登録地が異なっていた場合、公共料金の領収書の写しなど居住の実態が確認できる資料（世帯員全員分）の提出が必要となります。</p>
<p>4 必要書類等</p>	<p>(1) 基礎支援金</p> <p>①被災者生活再建支援金支給申請書（指定様式）</p> <p>②り災証明書（※火災の場合は各消防署で発行）</p> <p>③世帯全員の住民票（令和元年10月12日以降、住所や世帯状況に変更があった方は、住民票除票が必要になります。）</p> <p>※窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）をご提示ください。</p> <p>※同一世帯以外の方が住民票を取得する場合や、申請者（世帯主）以外の方が住民票除票を取得する場合は「委任状」が必要になります。</p> <p>④振込口座の通帳の写し</p> <p>（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人「フリガナ名」が印字された部分）</p> <p>※住宅が半壊し、やむを得ず解体した場合は、次の書類が必要です。 （上記①から④に加えて）</p> <p>⑤解体確認書又は滅失登記簿謄本</p> <p>※敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した場合は、次の書類が必要です。（上記①から④に加えて）</p> <p>⑤解体確認書又は滅失登記簿謄本</p> <p>⑥敷地被害を証明する書類（宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等の写しなど）</p> <p>(2) 加算支援金</p> <p>⑦住宅の建設・購入・補修・または賃借が確認できる契約書等の写し</p>

(→次ページへ続く)

		<被害認定区分と必要書類一覧>				
			全壊	大規模 半壊	半壊 解体	敷地被 害解体
基礎 支援金	1	り災証明書	○	○	○	○
	2	解体証明書又は 対象建物の閉鎖登記簿 (閉鎖事項証明書)		△	○	○
		敷地被害証明書類				○
	3	住民票	○	○	○	○
	4	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算 支援金	5	契約書等の写し	○	○	○	○
		○ …必要となる書類、 △…場合によっては必要となる書類				
5	手続き	<p>次のいずれかの方法により手続きしてください。</p> <p>① り災証明書発行時に当該支援金の案内を同封します。</p> <p>② 必要書類を持参し、役場1階復興対策室の窓口で申請してください。</p> <p>※申請書は窓口に備え付けています。</p> <p>※基礎支援金の申請期限は令和4年2月28日まで延長されました。</p> <p><u>※加算支援金の申請期限は令和4年11月11日までとなっております。</u></p>				
6	提出先	復興対策室				
7	お問合せ	復興対策室（役場1階北側） ☎0224-87-7225				

2 - (1) 災害弔慰金（国）の支給

1 支援の種類	給付
2 内容	<p>災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。</p> <p>①生活維持者が死亡した場合 500万円 ②その他の方が死亡した場合 250万円</p>
3 支給される方	<p>災害により死亡した方のご遺族です。 支給の範囲・順位は、死亡した方の ①配偶者、②子、③父母、④孫、 ⑤祖父母、⑥兄弟姉妹です。</p> <p>※⑥については、①～⑤がいない場合で、死亡当時にその方と同居、 または、生計を同じくしていた方に限ります。</p>
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	<p>① 災害弔慰金支給調査票（指定様式） ②死亡診断書（検案書）の写し ③支給される方の振込口座の通帳の写し （金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人「フリガナ名」が印字された部分） ④支給される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等）</p>
6 お問合せ	保健福祉課 社会福祉班（役場1階北側） ☎0224-72-2115

2 - (2) 災害障害見舞金（国）の支給

1 支援の種類	給付
2 支援の内容	<p>災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <p>①生活維持者が重度の障害を受けた場合 250万円</p> <p>②その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円</p>
3 支給される方	<p>災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <p>①両眼が失明した方</p> <p>②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を失った方</p> <p>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要する方</p> <p>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方</p> <p>⑤両上肢をひじ関節以上で失った方</p> <p>⑥両上肢の用を全て失った方</p> <p>⑦両下肢をひざ関節以上で失った方</p> <p>⑧両下肢の用を全て失った方</p> <p>⑨精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる方</p>
4 手続き	下記にお問合せください。
5 必要書類	<p>①災害障害見舞金支給調査票（指定様式）</p> <p>②医師の診断書（指定様式）</p> <p>③被災証明書</p> <p>（町外で災害により負傷または疾病の状態となった場合、被災地の市区町村が発行したもの）</p> <p>④支給対象者の振込口座の通帳の写し</p> <p>（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人「フリガナ名」が印字された部分）</p>
6 お問合せ	保健福祉課 社会福祉班（役場1階北側） ☎0224-72-2115

2 - (3) 義援金の配分

1 支援の種類	配分																			
2 支援の内容	<p>各団体・県・町に寄せられた義援金を対象となる被災者へ配分します。 ※宮城県義援金の第1次配分、第2次配分、第3次配分、丸森町義援金の第1次配分がされています。</p> <p>【参考】配分対象者及び配分額の基準：県第3次配分額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象被害</th> <th>配分額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>死者</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">住家被害</td> <td>全壊</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>半壊（大規模半壊含む）</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（準半壊）</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊（10%未満）</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象被害		配分額	人的被害	死者	20万円	行方不明者	20万円	重傷者	10万円	住家被害	全壊	20万円	半壊（大規模半壊含む）	10万円	一部損壊（準半壊）	2万円	一部損壊（10%未満）	1万円
対象被害		配分額																		
人的被害	死者	20万円																		
	行方不明者	20万円																		
	重傷者	10万円																		
住家被害	全壊	20万円																		
	半壊（大規模半壊含む）	10万円																		
	一部損壊（準半壊）	2万円																		
	一部損壊（10%未満）	1万円																		
3 活用できる方	<p>①人的被害にあわれた方（死亡、行方不明、重傷）</p> <p>②住家被害にあわれた方（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）</p>																			
4 必要書類等	<p>① 義援金申込申請書</p> <p>② リ災証明書の写し</p> <p>③ 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）の写し</p> <p>④ 預金口座通帳の写し</p>																			
5 申請手続き	<p>義援金を受け取るには、手続きが必要です。</p> <p>①申請が必要ですので、まだ申請されていない方は会計室に問い合わせ下さい。</p> <p>②問い合わせ下さった方で、義援金を受け取れる方は、会計室から申請書を送ります。申請書類が届きましたら、申請書に必要事項を記入の上、「リ災証明書」（写）等の必要書類を添付して、会計室に直接申請いただくか、同封した返信用封筒により申請して下さい。</p> <p>③申請書受理後、内容を確認し、申請書記載の金融機関口座へ振込手続きを行います。</p>																			
6 提出先	会計室（役場1階）																			
7 お問い合わせ	会計室（役場1階） ☎0224-72-3016																			

3 - (1) 国民年金保険料の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	国民年金第1号被保険者の方で、住宅、家財その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受け保険料の納付が困難になった場合は、申請により災害による特例免除を受けられる制度があります。
3 特例免除期間	令和元年9月分から令和3年6月分まで ※令和2年7月分から令和3年6月分までの期間については、令和2年7月以降に改めて申請が必要となります。
4 申請に必要なもの	①基礎年金番号または個人番号（マイナンバー）がわかるもの ②り災証明書など被災状況がわかるもの ③保険金・損害賠償金等の支給金額を確認できるもの ④本人確認書類（運転免許証など） ⑤印鑑
5 手続き	必要書類を持参して、下記の窓口で手続きをしてください。
6 お問合せ	町民税務課 住民班（役場1階）☎0224-72-2112 大河原年金事務所 ☎0224-51-3111

4 - (1) NHK放送受信料の免除

1 支援の種類	免除
2 支援の内容	被災された方のNHK放送受信料が免除されます。
3 免除の対象	半壊、床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約
4 免除の期間	令和元年10月から令和2年3月までの6か月間
5 手続き等	放送受信料免除申請書に、り災証明書の写しを添付して、郵送してください。 ※送付先 〒980-8435 仙台市青葉区本町2丁目20-1 仙台拠点放送局 営業推進部 みやぎ営業 ※免除申請書の用紙は、役場1階玄関ホールへ備え付けてあるほか、下記の 仙台拠点放送局へお問合せください。
6 その他	<ul style="list-style-type: none">・すでにお支払いが済んでいる方については、返金または、支払い済の期間が6か月繰り下げとなります。・免除申請が発災から期間が開いた理由などを担当者より確認される場合があります。
7 お問合せ	NHK仙台拠点放送局 ☎022-211-1042 (平日 午前10時～午後5時)

4 - (2) 被災住宅用地の固定資産税の軽減

1 支援の種類	固定資産税の軽減
2 支援の内容	固定資産税における被災住宅用地の特例 台風第19号により住宅を滅失し、やむをえず住宅用地として使用できない敷地（被災住宅用地）について、新たに住宅が建設されていなくても一定の要件を満たす場合、令和2年度及び令和3年度の2年間に限り、引き続き住宅用地の特例が適用され固定資産税が軽減されます。
3 お問い合わせ	町民税務課 課税班（役場1階） ☎0224-72-2116

5 - (1) 浄化槽設置の支援

1 支援の種類	浄化槽設置費用の補助
2 支援の内容	令和元年東日本台風により被災し、それに伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置、または故障した浄化槽の入れ替えを行う場合、費用の一部を補助します。
3 活用できる方	令和元年東日本台風により被災し、それに伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置、または故障した浄化槽の入れ替えを行う方
4 補助金額	5人槽 400,000円 7人槽 520,000円 8人槽以上 720,000円
5 申請方法等	所定の申請書等を提出していただきます。 詳細は建設課水道班にご相談ください。
6 お問い合わせ	建設課 水道班（役場2階） ☎0224-72-3033

5 - (2) 住宅太陽光発電システム等導入の支援

1 支援の種類	住宅太陽光発電システム、蓄電池システム導入の補助
2 支援の内容	豊かな自然を活かした環境に優しい町づくりを進めるため、住宅用の太陽光発電システム及び定置用蓄電池システムの導入に関する費用の一部を補助します。
3 活用できる方	(1) 町内に居住し、又は居住する目的で住宅を所有又は建築した方であって町税等の滞納がない方 (2) 住宅用太陽光発電システムを設置した方であって、電力会社との同システムの余剰電力受給契約の受給開始日が令和2年1月1日から12月31日までの方 (3) 太陽光発電システムに接続する蓄電池システムを設置した方
4 補助金額	太陽電池出力 1KW当たり 20,000円 (限度額 100,000円) 蓄電池容量 1KW当たり 10,000円 (限度額 100,000円)
5 注意点	・ 工事完了後の申請となります。 ・ 受給開始日が令和3年1月1日以降の方は、来年度に申請対象となる予定です
6 受付期限	令和4年1月31日 (月)
7 お問い合わせ	町民税務課 町民生活班 (役場1階) ☎0224-72-3012

5 - (3) 飲用井戸給水施設整備の支援

1 支援の種類	飲用井戸の給水施設整備の補助
2 支援の内容	水道未給水区域にお住まいの方又は予定の方に対して、良質で安全な飲用水の安定的な確保を図るため、飲用井戸等を整備する経費の一部を補助します。
3 活用できる方	以下の(1)または(2)に該当し、かつ(3)、(4)を満たす方 (1) 飲用水等の水質が悪く又は不足しているなど、その確保が困難なため、飲用可能な井戸の給水施設を設置する方 (2) 令和元年東日本台風などの災害により、既存の給水施設に被害を受け、飲用水の確保が困難な方 (3) 町税等の滞納がない方 (4) 過去にこの制度による補助金の交付を受けたことがない方
4 補助金額	・新たに飲用井戸を設置される場合、又は飲用井戸が不足するため工事を施工される場合 整備費用の2分の1 (限度額 300,000円) ・災害により被害を受けた飲用井戸の給水施設を整備する場合 整備費用の2分の1 (限度額 150,000円)
5 補助の対象	ボーリング工事費、取水管工事費、ポンプ設置費、給水管工事費、電気導線工事費、貯水タンク設置工事費、浄水施設設置費、水質検査費、その他安心して良質な水源確保に要するものとして町長が必要と認める経費
6 お問い合わせ	町民税務課 町民生活班 (役場1階) ☎0224-72-3012

5 - (4) 応急仮設住宅（プレハブ）への入居

※入居受付は終了しています。

1 支援の種類	応急仮設住宅（プレハブ）への入居
2 支援の内容	令和元年東日本台風により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して、宮城県が一時的な住居を無償提供します。
3 活用できる方	居住する住宅が全壊または流失し、居住する住宅がない方 ※半壊（大規模半壊を含む）の状態でも、床上浸水や土砂流入等のため住宅として利用ができないときは、該当する場合があります。
4 入居期間	原則として、応急仮設住宅の完成後2年間
5 建設場所	① 花田仮設団地（伊具高等学校野球場）丸森町字花田104-1 ② 金山仮設団地（旧丸森東中学校敷地）丸森町金山字長根63-1 ③ 寺内仮設住宅（(株)ケーヒン丸森工場グラウンド） 丸森町字寺内前51-41 ④ 町西仮設住宅（旧丸森町保育所敷地）丸森町字町西46-2 ⑤ 和田仮設住宅（旧和田保育所敷地）丸森町字和田西70-1 ⑥ 大館仮設住宅（館山公園）丸森町字大館二丁目104-1
6 手続き等	退去等の手続きや相談については、復興対策室までお願いします。
7 注意事項	① 半壊以上の被害があり、床や畳などの修繕により、一時的に住宅が利用できない方も含みます。 ※応急修理（災害救助法に基づく住宅の応急修理）とは併用できませんので、ご注意ください。 ② り災証明書の内容によっては、入居できない場合があります
8 お問い合わせ	復興対策室（役場1階北側） ☎0224-87-7225

5 - (5) 民間賃貸借上げ住宅（みなし仮設）

※入居受付は終了しています。

1 支援の種類	みなし仮設住宅への入居										
2 支援の内容	令和元年東日本台風により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。										
3 活用できる方	<p>① 災害により住家が全壊、流出するなど居住する住家がない方や、親族等に身を寄せている方</p> <p>② 半壊であっても、水害により流入した土砂や流木等により住居として利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>③ 二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない者</p> <p>④ 半壊以上の被害があり、床や畳等の修繕により一時的に自らの住居に居住できない方</p>										
4 借上げ住宅の条件	<p>① 対象物件 宮城県内の民間賃貸住宅（アパート、貸家等）</p> <p>② 契約形態 契約は、貸主、宮城県、入居者での三者契約になります。 県が物件を借受け、入居者に無償で貸します。 賃料は、世帯人数によって上限があります。</p> <table border="1" data-bbox="475 1218 1158 1469"> <thead> <tr> <th>入居世帯員数</th> <th>月額賃料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>60,000円以内</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>75,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3人以上4人以下</td> <td>80,000円以内</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>120,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	入居世帯員数	月額賃料	1人	60,000円以内	2人	75,000円以内	3人以上4人以下	80,000円以内	5人以上	120,000円以内
入居世帯員数	月額賃料										
1人	60,000円以内										
2人	75,000円以内										
3人以上4人以下	80,000円以内										
5人以上	120,000円以内										
5 手続き等	<p>※令和2年1月31日にて入居の受付は終了しています。</p> <p>解約等の手続きや相談については、復興対策室までお願いします。</p>										
6 注意事項	<p>① すでに、ご自身で賃貸契約している場合、入居者要件や民間賃貸住宅等の条件などを満たし、貸主の同意が得られる場合には、入居日にさかのぼって対象となる場合があります。</p> <p>② 被災された住宅の応急修理制度とは併用できません。</p> <p>③ 被災された住宅に代わる資産（別荘など）をお持ちの方は対象となりません。</p>										
7 お問い合わせ	復興対策室（役場1階北側） ☎0224-87-7225										

<p>6 注意事項</p>	<p>※詳細や不明な点は、建設課建築住宅班に確認願います。</p> <p>【交付対象外となる主な経費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修繕・改修の費用（中古住宅購入時含む） ・外構、太陽光発電設備、浄化槽、物置、車庫、作業場等の附属施設（浄化槽設備の設置については7－（3）、太陽光発電設備等の設置については7－（4）に記載した補助事業を活用願います） ・3親等以内の親族からの土地購入費 ・業者へ発注せず行った造成や宅地造成以外の土地嵩上げ費用 ・農地転用許可申請手続きや建設等の契約、登記事務に係る諸経費 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、被災者生活再建支援金受給者が住宅を所有し、実際に町内に居住する方が今回補助の申請者となります。申請者（同居）と住宅所有者が異なる場合はご相談ください。 ・生活再建支援金（加算支援金）を受給した2つの世帯が居住する場合は、固定資産税の課税の取扱いで2世帯住宅の要件（世帯ごとに、「玄関」「台所」「便所」があり、独立的に区画されていて、それぞれが独立して生活できる状態であること）を満たす住宅（土地含む）に限り、世帯毎に申請が可能です。 ・併用住宅の場合、居住部分とその他の部分の床面積を案分して補助対象経費を決定します。（土地も同様です） <p>※本パンフレット内5－（12）「上滝地区宅地分譲購入助成事業」など定住促進に関する町の補助事業（「しあわせ丸森暮らし応援事業補助金」）との併用は出来ません。</p>
<p>7 お問合せ</p>	<p>建設課 建築住宅班（役場2階） ☎0224-72-3032</p>

5 - (7) 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築等・リフォーム）

1 支援の種類	県産材を活用して木造戸建て住宅を新築やリフォームした場合の補助
2 支援の内容	宮城県産材を活用するなど、一定の条件を満たす木造戸建て住宅の新築、内装・木製品の配備、住宅のリフォームに対し、補助金による支援を実施します。
3 活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内に自ら居住するために木造住宅を新築する建築主 ② 県内に増改築する住宅の建築主 ③ 県税の滞納のない方 ④ 建設現場を見学会など県産材PRの場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できる方 ⑤ 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること
4 住宅の要件 (半壊以上の住宅を再建する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自ら居住用とする木造戸建て新築住宅 ② 主要構造部材に県産材を50%以上かつ8㎡以上使用 ③ 内装木工事及び木製品に県産材を50%以上使用 (内装補助を申請する場合) ④ 県内に本社、支社、支店を有し、建設業法の許可業者が施工 ⑤ 令和4年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、県産材の使用量並びに現地確認が可能
(一部損壊以上の住宅を再建する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内に増改築等する住宅 ② 県産材を3㎡以上使用 ③ 県内に本社、支社、支店を有し、建設業法の許可業者が施工 ④ 令和4年3月31日までに主要構造部材の施工が完了し、県産材の使用量並びに現地確認が可能
5 補助金額 (半壊以上の住宅を再建する場合)	<p>1 新築住宅支援</p> <p>(1) 新築住宅 1棟当たり一律 50万円</p> <p>(2) 内装・木製品の配備</p> <p>一般： 補助率1/2 上限30万円</p> <p>子育て世帯等： 補助率3/4 上限45万円</p> <p>2 住宅リフォーム 1棟当たり一律 20万円</p>
6 手続き等	<p>県の林業振興課 みやぎ材流通推進班 へご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">☎022-211-2912</p>
7 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 本制度の利用や新築する住宅の柱等に県産材を使用することなどを工務店等の方とよく打ち合わせしてください。 ② この事業における「県産材」は「みやぎ材利用センター」による産地証明や認証等が必要です。
8 お問合せ	宮城県水産林政部林業振興課 みやぎ材流通推進班 ☎022-211-2912

5 - (8) 住宅ローンの減免等

1 支援の種類	住宅ローン返済の減免等
2 支援の内容	令和元年東日本台風により返済が困難になった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に沿って、弁済方法の変更や債務の減免などを金融機関と話し合うことができます。
3 注意事項	ガイドラインによる債務の免除等は、支払条件や家計の状況などから判断される一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要になります。また、簡易裁判所を利用することが必要となります。 ※詳しくは借入先の金融機関にご相談ください。
4 お問合せ	ローンの借り入れ先金融機関等へ直接相談、お問い合わせください。

5 - (9) 災害復興住宅融資

1 支援の種類	建設・補修等の資金融資
2 支援の内容	令和元年東日本台風など自然災害で被災した住宅の建て替え、補修等に必要な資金の融資に関する相談を行うことができます。また、満60才以上の方には、支払条件等が異なる特例制度があります。
3 制度の概要	<p>【災害復興住宅融資】</p> <p>■融資金利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」（原則毎月改定） <p>■融資限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設 土地を取得する場合（注）3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ・購入 3,700万円 ・補修 1,200万円 <p>（注）土地を取得する場合とは、り災日後に申込人本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。</p> <p>◆災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の主な特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み時年齢が満60才以上 ・毎月の支払は利息のみ（金利は通常の災害復興住宅融資とは別設定） ・借入金元金の返済は、申込人（連帯債務者含む）全員が亡くなったときに、相続人から手元金や融資住宅の売却等により、一括で行う。 なお、機構は、融資住宅等の売却による売却代金等により返済された場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人に請求しない。 ・申込人がご存命中に元金の全部又は一部（100万円以上）を繰り上げて返済することもできます。 <p>※各制度の詳細や最新金利、融資条件、必要書類等は、住宅金融支援機構にお問い合わせください。</p>
4 対象となる方	ご自分が居住するため、又はり災した親等が住むための住宅を建設、購入、又は補修される方で、住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」のり災証明書発行を受けた方が申込できます。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。
5 申込受付期間	令和4年11月30日（加算支援金の申請期限の属する月の末日、又は応急仮設住宅の供与期限の属する月の末日のいずれか遅い日までに見直しされました。）
6 お問い合わせ	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル） ☎0120-086-353（通話無料）

5 - (10) 印紙税の非課税措置

1 支援の種類	被災者が作成する契約書等の非課税
2 支援の内容	令和元年東日本台風など自然災害により滅失又は損壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」、政府系金融機関等が行う特別貸付に係る「消費貸借に関する契約書」等について、一定の要件の下、印紙税が非課税となります。
3 注意事項	① 災害発生後、5年以内に作成される契約書が対象です。 ② 非課税措置を受ける場合は、“ り災証明書 ”を対象となる契約書に添付しなければなりません。 ③ 代替建物については、滅失等建物に代わるものであることが、契約書その他の書面において明らかにされている必要があります。 ※不明な点や詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。
4 お問合せ	大河原税務署 ☎0224-52-2202

5 - (1 1) 登録免許税の免除措置

1 支援の種類	被災した建物の建て替え等に係る登録免許税の免除
2 支援の内容	被災により滅失又は損壊により取り壊した建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の所有権保存や移転登記、その敷地の用に供される土地の移転登記、抵当権設定登記等について、発災後5年を経過するまで、一定の要件の下、登録免許税が免除されます。
3 注意事項	<p>① 災害発生以後5年を経過するまでの登記が対象です。</p> <p>② 免除措置を受ける場合は、法務局への登記の申請の際、登記申請書に“り災証明書”を添付しなければなりません。</p> <p>③ 免除対象となる土地については、面積に一定の制限があり、面積等その他必要事項を記載した書類を登記申請時に添付しなければなりません。</p> <p>※不明な点や詳細は、最寄りの法務局又は税務署にお問合せください。</p>
4 お問い合わせ	<p>仙台法務局大河原支局 ☎0224-52-6053</p> <p>大河原税務署 ☎0224-52-2202</p>

5 - (12) 上滝地区宅地分譲地購入助成事業(グリーンステージ上滝)

1 支援の種類	宅地購入価格の助成															
2 支援の内容	<p>令和元年東日本台風災害による被災者が住宅再建のため、町が分譲する「グリーンステージ上滝」の宅地を購入した場合、購入価格の半額を助成する支援を行います。</p> <p>●分譲区画の詳細</p> <p>団地名 グリーンステージ上滝 所在地 丸森町字上滝地内</p> <table border="1" data-bbox="437 613 1027 981"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区画 番号</th> <th>面積</th> <th colspan="2">通常分譲価格</th> </tr> <tr> <th>m²</th> <th>m²単価 (円)</th> <th>価格 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①⑨</td> <td>888.00</td> <td>8,700</td> <td>7,725,600</td> </tr> <tr> <td>②⑩</td> <td>756.30</td> <td>9,800</td> <td>7,411,740</td> </tr> </tbody> </table> <p>※分譲地内は舗装道、上水道、排水路、遊歩道が整備されています。 ※合併浄化槽の設置においては、本パンフレット内5 - (1)「浄化槽設置」の町補助制度を活用できます。</p>	区画 番号	面積	通常分譲価格		m ²	m ² 単価 (円)	価格 (円)	①⑨	888.00	8,700	7,725,600	②⑩	756.30	9,800	7,411,740
区画 番号	面積		通常分譲価格													
	m ²	m ² 単価 (円)	価格 (円)													
①⑨	888.00	8,700	7,725,600													
②⑩	756.30	9,800	7,411,740													
3 対象・条件等	<p>(以下の全てに該当する方が対象となります。)</p> <p>(1) 令和元年東日本台風の被害を受け、下記のどちらかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住んでいた住宅が半壊以上の被害を受けた方 ・宅地が被害を受け、当該住居地に居住することが危険であると認められた方 <p>(2) 申請者またはその配偶者が45歳未満の世帯</p> <p>(3) 下記のいずれかの世帯に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯・・・婚姻後5年経過していない世帯 ・夫婦世帯・・・申請者または配偶者が45歳未満の世帯 ・子育て世帯・・・中学生以下の子どもを扶養している世帯 <p>(4) 購入した土地に住宅を建築して居住する方</p> <p>(5) 市町村民税等の滞納がない方</p>															
4 補助金額	<p>購入価格の1/2</p> <p>区画番号①⑨ … 3,862,000円 (分譲価格の1/2)</p> <p>区画番号②⑩ … 3,705,000円 (同上)</p> <p>※1,000円未満の端数は切り捨てて算定します。 ※補助金の交付は、購入代金の全額支払い及び所有権移転登記後となります。</p>															

5 手続き	<p>●補助金の交付申請</p> <p><u>町との分譲地売買契約後</u>に以下の書類（印鑑要）を子育て定住推進課定住推進班へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しあわせ丸森暮らし応援事業補助金交付申請書 ・様式第1号別紙6 <p>（申請書、別紙等の様式は町HPより印刷できる他、子育て定住推進課窓口を用意しています）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民票の写し ・戸籍謄本 ・納税証明書又は非課税証明書 ・土地売買契約書の写し ・り災証明書の写し ・その他町長が必要と認める書類 <p>●実績報告書の提出</p> <p><u>土地購入代金支払い及び所有権移転登記完了後</u>に以下の書類（印鑑要）を子育て定住推進課定住推進班へ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しあわせ丸森暮らし応援事業補助金実績報告書 ・登記事項証明書 ・土地購入代金を支払ったことが確認できる書類 ・その他町長が必要と認める書類 <p>●補助金額の確定、交付(指定口座への振り込み)</p> <p>上記実績報告書の提出後に、町において補助金額の確定と交付(指定口座への振り込み)を行います。</p>
5 注意事項	<p>※詳細や不明な点は、子育て定住推進課定住推進班に確認願います。</p> <p>※本パンフレット内5-(6)「丸森町住宅再建促進事業」との併用は出来ません。</p>
6 お問い合わせ	<p>子育て定住推進課 定住推進班（役場1階） ☎0224-51-9905</p>

6 - (1) デマンド型乗合タクシー「あし丸くん」

※利用料金の免除期間は終了しました。

1 運行内容	①次の地区は、通常運行しています。 丸森（平坦部）、丸森（山間部）、金山、小斎、大内、館矢間、大張、耕野 ② <u>筆甫地区は、時間変更して運行</u> しています。 筆甫→まちなか拠点 9：30、12：30、15：30 まちなか拠点→筆甫 8：00、11：00、14：00
2 利用料金	1回400円（子ども・障がい者の方は200円） ※利用に当たっては回数券をお求めください。回数券は予約センターや車内で取り扱っています。
3 注意事項	①ご利用は、事前に利用登録のうえ、予約センターへ電話で連絡してください。 ②利用したい便の1時間前までに（朝の1便目は前日までに）予約してください。 ③お客様の安全を確保した運行のため、道路復旧工事および台風被害により破損した路面等の状況により、お客様のご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
4 お問合せ	企画財政課（役場2階） ☎0224-72-3024 丸森町商工会 ☎0224-72-1230 ※予約受付 あし丸くん予約センター ☎0224-73-1515 平日 午前7時30分～午後4時

6 - (2) 被災者の建築相談

1 支援の種類	無料相談
2 支援の内容	災害により被害を受けた住宅の再建について相談できます（無料）。 主催：宮城県地域型復興住宅推進協議会
3 開催日時	令和4年2月末日までの月～金曜日 午前10時～午後4時
4 相談先	専用ダイヤル 0120-67-8126 ※現地訪問による相談も無料です。電話にて申込みください。
5 相談の内容	住宅の復旧や再建方法、利用できる支援制度等 ※住宅の図面や被災状況写真等があれば提出してください。 ※相談内容により、現地確認を希望される場合は、建築士がご自宅へ出張します。出張日は相談受付から1週間程度後になります。
6 お問い合わせ	宮城県建築士事務所協会 専用ダイヤル 0120-67-8126 ☎022-223-7330（平日9：00～17：00）

6 - (3) 弁護士への相談

1 支援の種類	法律相談
2 支援の内容	困りごとについて相談できます。 原則有料（30分5,500円（税込））となりますが、相談内容や経済状況によっては、無料で受けられる場合があります。
3 相談の方法	下記の場所において相談できます。 （電話による事前予約をお勧めします） 仙台弁護士会 県南法律相談センター 場所 柴田郡大河原町字町9 1（大河原小学校近く） 時間 火曜・木曜 午前10時～午後3時30分（受付） 電話番号 0224-52-5898
4 相談の内容	法律相談全般の困りごとについて相談できます。災害に関する相談以外も可能です。
5 お問い合わせ	仙台弁護士会 ☎022-223-2383（平日9：00～16：45） 〃県南法律相談センター☎0224-52-5989（火、木のみ9：00～17：00）

6 - (4) 災害ボランティアへの依頼

※災害ボランティアセンターは令和2年4月末で閉所し、社協ボランティアセンターが業務を引き継ぎました。

1 支援の種類	災害ボランティア
2 支援の内容	被災された方へお手伝いいただけます（無料）。 ※被災した家屋内の片付け、床下へ入った泥かきなど、困りごとを相談できます。
3 依頼方法	① ファックスで送信 FAX番号 0224-73-4151 ②電話で申込み 受付時間 午前9時～午後5時 電話番号 0224-72-2241 ③ 社協ボランティアセンターの窓口 申込用紙へ記入して申し込んでください
4 お問合せ	丸森町社会福祉協議会 ☎0224-72-2241 社協ボランティアセンター

6 - (5) 移住定住サポートセンター“じゅーぴたっ”

1 支援の種類	空き家・空き地に関する相談
2 支援の内容	町内にある紹介可能な空き家・空き地の紹介や現地案内等の相談を受け付けています(無料)。
3 相談方法	<p>下記連絡先まで、電話、FAX、ホームページの問い合わせフォーム、来所による相談のどのような方法でもお気軽にご相談ください。</p> <p>※来所による相談は、事前に電話による予約をお願いします。</p> <p>移住定住サポートセンター“じゅーぴたっ” 住所：丸森町館矢間山田字土手下102 阿武隈急行線丸森駅舎内 営業時間：午前10時～午後7時(土日 午前10時～午後5時) 電話番号：0224-87-7837 FAX番号：0224-87-8816 ホームページ：https://ju-pita.com/</p>
4 お問い合わせ	移住定住サポートセンター“じゅーぴたっ” ☎0224-87-7837